

Q：特許とはどのようなものが対象になりますか？ また特許の出願から、特許になるまでの流れを教えてください。

A：特許は、物や、物を生産するための方法の発明のうち、新規性、進歩性のあるものに対して取得することができます。一方、実用新案は、物の形状や構造に関する考案が対象になります。

特許の出願には、願書と発明内容を記載した文章や図（明細書）が必要です。特許庁の出願窓口申請（出願）すると、出願番号が与えられます。出願料は、1件あたり15,000円です。出願後、およそ1年半で公開され、公開番号が与えられるとともに、公開特許公報で発明の内容が公開されます。公開された特許については、出願してから3年以内に出願内容の審査を受けるために「審査請求」を行います。特許庁の審査に合格すると登録の通知（「特許査定」）が送られてきますが、不合格（「拒絶」）となる場合が多く、拒絶理由が通知されます。拒絶通知後60日以内に、拒絶理由に対する意見書および手続補正書を特許庁に提出すると、再び審査が受けられます。審査により意見書の内容が認められると特許査定となります。

特許査定になった場合、特許の登録料を納付すると、特許が登録され、特許番号が与えられます。出願から登録まで、請求項数により異なりますが、およそ15万円の費用がかかります。また、弁理士を利用すると弁理士費用が別途必要になります。

毎年、特許料を納付することにより権利を継続でき、通常、出願日から20年まで継続できます。

なお、知的財産についてのお問い合わせは、県産業会館内に鹿児島県知財総合支援窓口が設置されていますので、ご利用ください。

（電話番号：099-295-0270）

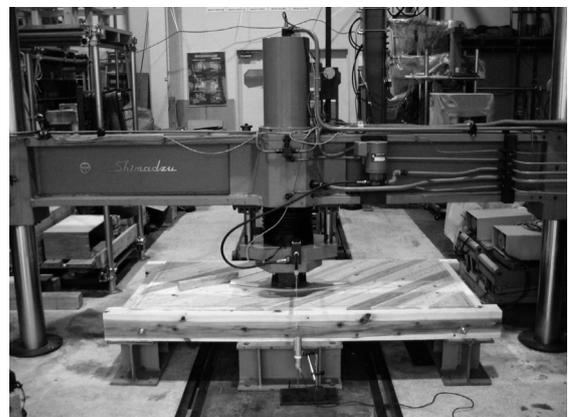
参考：特許庁ホームページ

（企画支援部）

Q：木造建築物における水平構面の形式と評価方法について教えてください。

A：木造軸組構法の水平構面（床、屋根）は鉛直方向に作用する積載荷重等を支え、水平方向に作用する地震力や風圧力等を耐力壁に伝達して建物全体の変形を抑制する役割があります。建築物の耐震性及び耐風性を確保するためには、水平構面の剛性と強さが必要です。従来、建築基準法において規定されている火打ち材を使用して板材を釘打ちした形式が主流でしたが、耐震性の向上や施工の合理化を目的として構造用合板等の面材が用いられるようになってきました。特に、長期優良住宅等における耐震等級2以上の建築物では床倍率の確認が必要になりますので、根太を用いないで面材を直接床梁に釘やビス等で固定した高倍率の形式も用いられています。一方、地域産木材を活用した住宅等において、無垢材をパネル化して水平構面に用いる取り組み等が進められています。このような標準仕様以外の構造形式を用いる場合、構造計算や強度試験によって構造性能を把握する必要があります。

水平構面の鉛直荷重に対する性能を評価する方法としては、積載荷重試験、局部集中荷重試験（写真）、衝撃強さ試験等があり、積載荷重等に対する床の剛性をチェックします。また、水平荷重に対する性能評価試験としては、面内せん断試験があり、せん断力と変形角の関係から短期基準せん断耐力を算出します。この数値を用いて、水平構面の強さを表す指標である床倍率を求めることができます。



床構面の局部集中荷重試験

（地域資源部）